

令和5年3月2日

東北町議会議長 岡山 粕男 殿

総務企画常任委員会
委員長 沼山 浩幸

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和5年2月15日（水）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項
 - (1) 所管事務調査
 - ①企画課 ・辺地に係る総合整備計画について
 - ②税務課 ・令和5年1月末 町税等収入状況について
・コンビニ収納の概要について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

企画課

- ・辺地に係る総合整備計画について

○総合整備計画書

青森県上北郡東北町田ノ沢辺地

(辺地の人口 87人 面積3.00k㎡)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称

青森県上北郡東北町字田ノ沢・山ノ神平・田ノ沢川添・野田頭山

- (2) 地域の中心の位置 青森県上北郡東北町字田ノ沢48-1

- (3) 辺地度数 169点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

田ノ沢2号線は田ノ沢集落内の生活道路であるが、道路幅が狭く除雪車が入ることができないため、冬期間の通行が困難な状況である。

このため、日常生活や緊急時の避難等に支障をきたしていることから、地域住民が一刻も早く安心して通行できるよう、早急に整備する必要がある。

税務課

- ・令和5年1月末 町税等収入状況について (令和5年1月末現在/令和4年1月末現在)

区 分		調定済額		収入済額		徴収率		
		R4	R3との比較	R4	R3との比較	R4	増減	
現 年	町民税	個人	639,997,607	680,539	472,074,921	▲ 2,233,889	73.8	▲ 0.4
		法人	55,122,900	▲ 5,302,900	54,795,200	▲ 5,503,700	99.4	▲ 0.4
	固定資産税	911,070,800	2,879,600	896,785,800	2,269,400	98.4	▲ 0.1	
	国有資産等所在市町村交付金	21,895,100	▲ 299,700	21,895,100	▲ 299,700	100.0	0.0	
	軽自動車税	種別割	67,386,100	879,600	65,090,500	975,100	96.6	0.2
		環境性能割	3,942,700	1,373,300	3,942,700	1,373,300	100.0	0.0
	たばこ税	145,247,491	10,966,521	145,247,491	10,966,521	100.0	0.0	
	入湯税	991,200	384,300	991,200	384,300	100.0	0.0	
国民健康保険税	436,130,700	▲ 61,278,500	346,870,280	▲ 41,361,920	79.5	1.4		
現年度分計(国保税除く)		1,845,653,898	11,561,260	1,660,822,912	7,931,332	90.0	▲ 0.1	
現年度分計		2,281,784,598	▲ 49,717,240	2,007,693,192	▲ 33,430,588	88.0	0.5	
繰 越	町民税	個人	28,247,420	▲ 9,231,980	6,601,561	▲ 1,425,272	23.4	2.0
		法人	167,000	▲ 769,156	50,000	▲ 305,600	29.9	▲ 8.1
	固定資産税	41,481,502	▲ 14,191,574	7,120,209	▲ 1,575,251	17.2	1.6	
	軽自動車税	6,491,772	▲ 828,480	894,154	▲ 374,622	13.8	▲ 3.5	
	国民健康保険税	115,766,481	▲ 34,704,311	16,227,474	▲ 7,717,777	14.0	▲ 1.9	
滞納繰越分計(国保税除く)		76,387,694	▲ 25,021,190	14,665,924	▲ 3,680,745	19.2	1.1	
滞納繰越分計		192,154,175	▲ 59,725,501	30,893,398	▲ 11,398,522	16.1	▲ 0.7	
合 計		2,473,938,773	▲ 109,442,741	2,038,586,590	▲ 44,829,110	82.4	1.8	

令和4年度滞納繰越分に係る徴収実績について

① 青森県市町村税滞納整理機構への移管状況

年 度	令和4年度実績 (R4.12.31)			(参考) 令和3年度実績 (R4.3.31)		
(1) 移管人数	126 人			106 人		
(2) 移管額計	223,658,468 円			242,700,123 円		
(3) 収納金額合計	1,405 件	94 人	19,041,655 円	2,050 件	122 人	32,650,306 円
(内訳) 町県民税	520 件	66 人	7,410,411 円	651 件	81 人	10,425,484 円
固定資産税	286 件	32 人	2,750,502 円	329 件	38 人	5,434,410 円
軽自動車税	45 件	18 人	147,987 円	113 件	30 人	604,200 円
国民健康保険税	554 件	56 人	8,732,755 円	954 件	79 人	15,810,812 円
その他 (法人税)	0 件	0 人	0 円	3 件	1 人	375,400 円

令和4年度の新規移管者は 26 名 1,924,500 円

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月1日現在移管者	202	222	194	160	149	127	106
未更新者	▲ 17	▲ 15	▲ 32	▲ 5	▲ 3	▲ 8	▲ 1
新規移管者	86	24	21	19	14	12	26
完納による返還者	▲ 47	▲ 37	▲ 23	▲ 25	▲ 33	▲ 25	▲ 5
引継取り消し者	▲ 2	0	0	0	0	0	0
3月31日現在移管者	222	194	160	149	127	106	126

② 税務課での滞納処分等

年 度	令和4年度 (R4.12.31実績)		(参考) 令和3年度 (R4.3.31実績)	
滞納処分人数	15名		51名	
(内訳) 国税還付金差押え	0名	0円	33名	1,096,019円
給与、預金等の差押え	15名	1,518,806円	18名	3,278,327円

【質疑】滞納整理機構移管や給料等の差押えの条件や基準を教えてください。

【回答】滞納整理機構に移管する人というのは、再三の催告書や移管予告などしても全然相談にも来ない、納入期限も守らない人です。差押えについては、納めるべき余力のある人について実施しています。

【質疑】滞納整理機構に移管した場合、委託先に支払う金額（パーセンテージ）はいくら位か。

【回答】1人1,000円がベースになり、あと徴収した金額に係数を掛けて算出されます。

・コンビニ収納の概要について

対象となる税目・料金

一般会計：町・県民税、固定資産税、軽自動車税

特別会計：国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

公共料金：水道料金、下水道料金

		導入前	導入後
①	収納場所 収納方法	<ul style="list-style-type: none"> ・東北町役場 ・青森銀行をはじめとした各金融機関 ・郵便局（47都道府県） ・口座振替 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北町役場 ・青森銀行をはじめとした各金融機関 ・郵便局（東北6県） ・口座振替 ・各コンビニエンスストア（47都道府県） ・スマホ収納は自宅からでも可
②	収納時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関での対応時間内（9時～12時、13時～15時の範囲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関での対応時間内（9時～12時、13時～15時の範囲） ・コンビニ収納は営業時間内（≒24時間） ・スマホ決済は24時間（個人）
③	収納金の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関から会計課の通帳へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関から会計課の通帳へ ・各コンビニとスマホ収納提供会社から、地銀ネットワークシステムと金融機関を経由して会計課の通帳へ
④	納付書の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関から青銀経由で会計課へ ・郵便局から会計課へ ・会計課から各課へ振り分け ・各課で「消込作業」……（※1） ・作業後の納付書は会計課で保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関から青銀経由で会計課へ ・郵便局から会計課へ ・各コンビニとスマホ収納提供会社から、地銀ネットワークシステムを経由して税務課へ収納データのみで提供されるので、税務課から各課へ振り分け ・会計課から各課へ振り分け ・各課で「消込作業」……（※1） ・作業後の納付書は会計課で保管 ・コンビニで収納された納付書は収納代行会社に一定期間（3カ月）保管された後、個人情報に配慮した方法（溶解等）で廃棄

（※1）「消込作業」とは、会計課に届いた収納金と納付書の確認作業を指す。

会計課で税目毎に収納金や納付書の振り分けを行い担当課へ渡し、担当課で会計課の振り分けを確認しながらアドワールド端末へ納付書の内容を入力する。

【質疑】 コンビニ収納するためには、どのような手続が必要か。

【回答】 今までの納付書が共通の納付書になるので、今までの金融機関はもちろん、郵便局でもコンビニでも、どこでも共通の納付書で支払いできます。手続きは必要ありません。

総務課 ・ 補正予算の概要説明

選挙管理委員会 ・ 補正予算の概要説明

財政課 ・ 補正予算の概要説明

企画課 ・ 補正予算の概要説明

税務課 ・ 補正予算の概要説明

その他